

私立幼稚園振興基本構想

平成元年5月29日

全日本私立幼稚園連合会

第1章 基本構想とビジョン

基本構想策定の趣旨

今の子どもたちは、情報化・国際化・成熟化・高齢化など「変革激動」の来るべき21世紀をたくましく、そして、美しく生きぬき、その人なりに素晴らしい人生を築いていかなければならない。同時に、よき市民としてはもちろんのこと、国際社会に大きく貢献することを運命づけられたわが国の国民として、その生活や行動を通じて世界の人々から敬愛されるような人間形成の努力を生涯にわたって継続していくことが強く望まれている。(注)

幼児期における子育てのあり方の如何が、そして、そこでの人間形成の芽の培い方・はぐくみ方・育て方の如何が、一人ひとりの子どもたちの将来の生きざまに至大の影響を及ぼすことは言うを待たない。

21世紀へ向けて教育の振興が強く叫ばれている中で、社会環境や家庭環境の変化にも対応しつつ、私立幼稚園が生涯を通ずる学習のいわば原点ともいえる幼児教育に果たすべき役割と責任はますます大きなものになりつつあることを、われわれは痛感する。

一方、私立幼稚園の経営をめぐる諸般の情勢は、それぞれの地方団体で国の方針を受け入れた助成方策が単独事業を交えながら実施されているにも拘らず、全体としてむしろ悪化している現状である。

結果、たとえば私立学校振興助成法がその目的とする「私立学校の健全な発達」は、経営の健全性のことは言うに及ばず教職員の給与基準などに象徴される低位の教育条件や、公立幼稚園や保育所さらには高等学校との対比で相対的に高水準に過ぎる納付金などの経済的負担等によってみても、私立幼稚園の場合、十分に遂げられているとは言い難い。

これが平成元年にあたり、新しい幼稚園教育要領のめざすその趣旨を私学としての立場に立って正しく理解しながら、大きくは教育と人間、教育と民族といった視点をも踏まえ、日本の幼児教育のあるべき姿の展望の上に、全日本私立幼稚園連合会が私立幼稚園振興基本構想を策定することとした趣旨である。

(注) われわれもまたグローバルな視点に立った幼児教育の研究にはげみ、「人類の真の幸せと真の豊かさ」につながる幼児教育のあり方を追求し活動する仮称“国際幼児教育研究交流基金(または機構)”といったものを設立し、“人類の進歩と幼児教育・文化”といった次元からの諸研究・諸活動を通じて根源的・実際的かつ友好的に国際社会に貢献したいと希望している。

しかし、本基本構想は、直接対応の急がれる幼稚園の振興に焦点を絞った形で構成したものであるから、このことについてはこの構想の中ではふれず、状況の推移を見ながら、将来の検討に委ねたい。

ただし、その基金または機構実現の目標年次は、できればこの基本構想の期間中とし、国際的

な権威と実績をもつ幼児教育に関するシンクタンクにやがて大きく成長することの可能性とロマンの感じられる奥行き深いものとして構想したい。

基本構想の中軸を形成する理念

私立幼稚園の振興・助成をめぐる現状についての確かな認識（注）の上に前記基本構想策定の趣旨を踏まえ、基本構想の骨子を形成する理念とも言うべきものを列挙すれば次のとおりである。

- 1 幼児期における子育ては、家庭の状況が保育に欠けざるを得ない等その他の場合を除き、可能な限り、それぞれに独自の教育力ないし環境をもち、かつ、そのいずれもが子どもたちへのそこはかとなく深いそして明るい温かい愛情のみちる家庭・幼稚園・地域社会三者の役割分担によるのが最もよい。
- 2 なかでも幼稚園については、建学の精神に基づいて設置され一貫して幼児にふさわしい教育の実践に情熱を傾けつづけた多くの実績と大きな可能性をもつ私立幼稚園の役割が、幼稚園の本質にも照らし考えるならば、今後一層重視されるべきである。
- 3 幼稚園がすでに国民教育化している現状をも踏まえ、公教育としての幼稚園教育の機会均等を果たすため、
 - イ 幼稚園への就園がさらに効果的に広く奨励される必要がある。
 - ロ 公立幼稚園と私立幼稚園の間に現存する父母負担や教育条件の著しい格差は是正されるべきである。
 - ハ 幼稚園未設置市町村等幼稚園教育を受けられない地域の解消が可能な限り図られるべきである。
- 4 園児数の減少などに起因する今後における私立幼稚園の休廃園等の実態は、幼児に与えるその影響の重大性に鑑み、園自体の努力はもとより、園児の父母・地域社会さらには国・地方にわたる行政当局の全面的工夫、努力、助成、援助によって極力回避するとともに、今後における必要な幼稚園の新設は、一項後段の趣旨にしたがい、かつ私立幼稚園のもつその社会的資源としての幼稚園経営のノウハウを活かす上から

も私立幼稚園を中軸に推進されるべきである。

（注） 現状に対する評価・認識

- (1) 幼児減等幼稚園を取り巻く諸環境の園経営に与える悪化と、主として国の財政事情を背景とする私立幼稚園に対する助成額の伸びの停滞等のために、多くの私立幼稚園においてはそれぞれにそれなりの経常努力がなされてはいるが、私立幼稚園の振興へ向けて十分にその成果が現れているとは言い難い。むしろ悪化の傾向さえ見える。
- (2) 現状のまま推移するとすれば、さらに状況の悪化が懸念され、私立幼稚園が総じてその期待される社会的要請に沿い得なくなる事態も予想される。

基本構想の性格

- 1 この基本構想は、平成2年度を初年度とする10年間（最終年度平成11年度西暦1999年度）に到達したい（21世紀までには日本の教育のために是非とも確かなものにしておきたい）、私立幼稚園振興・助成方策についての到達目標を示すものである。
- 2 その目標は、私立幼稚園自体の努力はもちろんのこと、国・都道府県・市町村さらには幼稚園がよって立つ地域社会・父母等（以下この項で「国等」という）の深い理解と積極的な行政姿勢・好ましい協力態勢なしには到底到達できないものである。
- 3 したがって、この基本構想は、全日本私幼連のすべての組織および加盟園に対しては、自らに構想の趣旨・精神に沿った園教育・園経営の決意と実行を促すものであり、国等に対しては、全日私幼連のいづく21世紀へ向けての幼児教育振興のビジョンを提示することで、地に足のついた、そして希望と自信のもてる幼稚園振興に関する国等の新たな長期施策の樹立をうながすとともに、年次ごとの具体の施策の立案実施にあたっての参考にも資しようというものである。

基本構想の描くビジョン（21世紀初頭の姿）

- 1 幼児教育が生涯を通ずる教育の原点として社会的に正しく認知され、幼稚園が真に国民教育

機関としての位置を全国にわたって確実なものにしている。

- 2 私立幼稚園がそれぞれの地域における自他ともに認める信頼される幼児教育センターとしての地歩を定着させている。
- 3 国民の所得・生活水準の向上とも相まって、本構想の示す目標の達成は幼児をかかえる父母の過重な経済的負担の軽減を恒常的にもたらすことになるが、このことが出生率についての若干の回復としたがって幼児の若干の増加を結果し(注1), 1, 2, のこととも相乗して住民の多くが子どもの幸せなまちを心から願うといった地域社会全体の広く環境の健全性や明るさに大きく寄与している。(注2)

(注1) 1人ないし2人の少子家庭増加の原因のひとつは、若年夫婦の経済事情であると言われる。

(注2) 少子家庭における子育てについて、主として教育的視点から問題提起が多くなされてきている。

第二章 基本構想の構成

基本構想のねらい

- 1 わが国が真に教育の振興をめざすのであれば、まず公教育の機会均等のことが尊重されなければならない。公教育の機会均等ということの意味は、国民「誰でも」「何処でも」「一定水準以上」の教育が受けられるということである。幼稚園教育は公教育である。しかも、すでにその高就園率の故に国民教育化していると言われて久しい。現実にも幼稚園の所在する地域における4, 5歳児は、そのほとんどが幼稚園に通っていると推定される。もちろん幼稚園教育は義務教育ではないから、その「誰でも」は3歳から5歳までの幼児を持つ保護者で、子どもを幼稚園に行かせたいと思う者は「誰でも」ということになる。

しかし、行かせたいと思っても、幼稚園への納付金が保護者本人の所得に比べて高過ぎたり、近くの幼稚園の教育の質が、子どもの幸せのためには余り良くないという世間一般の評価があるのでは行かせたくても行かせることがで

きない。また、幼児の通える範囲内にまったく幼稚園がないということであれば、行こうにも行くことはできない。

- 2 現在、幼稚園教育の4分の3以上を私立幼稚園が担っている現状を考えると、公教育の機会均等を幼稚園教育について果たすためには、
 - (1) まず、幼稚園児をもつ父母の経済的負担の軽減のことが最重点に図られなければならない。
 - (2) 同時に、私立幼稚園における教育の質に関する教育条件の維持向上を可能とする方策が打ち立てられなければならない。
 - (3) もとより、幼稚園未設置地域の解消の努力が効果的に進められなければならない。
 - (4) そして、私立幼稚園の中でも担当の比率を占める102条園対策が重視されなければならない。

そのほかにも、なお解決を要する多くの問題があると考えられるが、以上の四つの事柄を重点的にとりあげることで、21世紀を目前にして幼稚園教育の前途に横たわる暗雲を払い、幼稚園教育の将来に真の曙光を見出すようにしたいというのがこの基本構想の内容であり、第一のねらいである。

- 3 そのためには、現在の私立幼稚園振興助成のための諸制度をいわば抜本的に一から見直すことも考えられなくはないが、むしろ現在までに構築されてきた制度を活用し、大幅に改善を加え、蘇生させることの方が、現実的でありかつ効果的であると考えられる。(注)

そして、それらの助成方策が真に効果を発揮するためには、私立幼稚園の側にそれに対応する幼児教育や園経営への情熱と自覚と具体的な努力が強く要請されていることは言うを待たない。

すなわち、私立幼稚園側の自助努力と、この基本構想による振興助成制度の改善は、正に一体のものとして関係者の間で、将来に向けて継続して深く理解され続けていく、ということではなければならない。

さらに、そのことが一般にも広く理解され、われわれも、また、そのことが基本的前提であるとの自覚の上に、惰性に流されることなく、

真の私立幼稚園振興を軌道にのせたいというのが基本構想の底流を一貫して流れる精神であり、第二のねらいである。

(注)

抜本的見直しということになれば、まったく新たな視点に立った、新たな補助制度の創設が想定されるが、それが多額の財源を現在および将来に向けて必要とするものであるほどに、“政治・行政当局の目”，にその施策が機構の改革を伴うことを必然とするほどの正に“時代の要請する行政施策”と映ずるか、行政として緊急の対応を必要とするまったく新しい分野の出現等の場合を除いては、大きな困難を伴うものと通常は考えられる。

いろいろの批判はあるとしても、政治改革と銘打たれた中教審や臨教審の長期にわたる審議の結果としてまとめられた数々の答申が世に出されて日なお浅く、またそれらに付随する作業が現に行われている今日(例：幼稚園教育要領の告示等)、幼児教育のことにに関して改めていわば“抜本的見直し”を打ち出すためのタイミングとしては必ずしも適当でない。(1989年4月、中教審が新たな発足をみたが、幼児教育に直接関連しての諮問はなされていない)

例えば、パウチャー制といったものについては、子どもの立場に立って真に教育の機会均等に近づける手段としての一つの考え方であり、学校のあり方や学校観にも大きい変革をもたらす教育の原点からの画期的な発想であると思うが、それが実現のためには、その前に解明を要する多くの問題やさらに今後乗り越えなければならない数々の障害障壁のあることが明らかに予想される現状では、i, のこととも合わせ考えることが必要である。

基本構想の内容

- 1 園児保護者の経済的負担の軽減と私立幼稚園の教育条件の維持向上のため就園奨励費補助および経常費助成費補助について制度の改善拡充を図る。

A 園児の保護者負担の軽減

- (1) 園児の保護者負担の軽減については、上記両制度を関連づけた体系の中で、表1に示す方向で私立幼稚園の園児についての減免単価等の改善を図る。

分類	階層区分	改善内容	
	現行就園奨励費の第一ア階層	就園奨励費を受けることで	保育料に入園料を加えた私立幼稚園納付金の額が0になるようにする
	同第一イ階層	同上	同上納付金の額が2万円以下になるようにする
	同第二階層	同上	同上納付金の額が公立幼稚園における納付金の額と同程度になるようにする
	現行の就園奨励費助成対象外のその他の階層		同上納付金の額が公立幼稚園における納付金の額の2.5倍以内の額になるようにする

表中分類については、園に対する経常費助成費21,000円の単価アップ(国補および地方交付税)(注)と自助努力によりその実現を図る。

(注) 21,000円の算定基礎(S62年度公幼納付金実績56,000円)×2.5=140,000円

(S62年度における私幼納付金の実績182,500円)-140,000円=42,500円
42,500円×1/2=約21,000円

表中分類i, ii, iiiについては により

改善された私幼納付金140,000円を前提として、さらに就園奨励費の減免単価をアップすることでその実現を図る。

により4,5歳児について本構想による改善内容が実現したとして、昭和62年度分と対比して、その減免限度額を想定すれば、表2の通りとなる。

分類	基本構想による減免限度額	実質平均納付額	S62年度減免限度額	実質平均納付額
	140,000円	0円	105,000円	77,500円
	120,000	20,000	81,500	101,500
	84,000	56,000	47,300	135,200
		140,000	0	182,500

本構想による改善内容が現時点で前表の通り実現したとした場合の、就園奨励費にかかる国庫補助金の新たな追加所要額は、約95億円が見込まれる。

(2) 就園奨励費補助の対象として3歳児を加える。

就園奨励費補助の対象として新たに3歳児を加え、その就園を奨励する。

(理由)

幼稚園は学校教育法によっても3歳から入園できることが明記されており、4,5歳児の入園を奨励しながら3歳児の入園を奨励しない理由がない。

3歳児からの入園が幼稚園における教育効果を高めることはすでに実証されている。

3歳児の入園率が未だ低位にある主要な原因のひとつは、若い保護者の経済事情によると思われる。

減免単価については、3歳児は4,5歳児の減免単価の5割アップの額とする(園徴収の納付金額を実態に合わせて5割アップの額にすることを前提)。

(理由)

幼稚園側にとっても、3歳児は4,5歳児との対比で5割前後園児1人当たり

教員の人件費その他の経費が重み

(注)、加えて(理由)に記した、若い保護者の経済事情から園に対する納付金の増額徴収が困難なこともあって、3歳児の積極的な受け入れ姿勢をとれない園も多いなどの現実がある。

(注)1学級当たり園児数は、3歳児は19.8人、4歳児は31.4人、5歳児は31.5人である(昭和62年)。

により3歳児についての納付金の額を4,5歳児の納付金の額の5割アップの額と設定した場合、現制度では就園奨励費の対象とならないその他の階層(仮りにこの項中「階層区分」とする)の保護者世帯の負担についても、3歳児に限りその5割アップ分について減免単価7万円(注)として就園奨励費の特別枠を設定し、園に対する納付金の額が4,5歳児と同額になるよう保護者負担を実質軽減する措置を別途検討する必要がある。

(注)7万円の算定基礎

$$140,000円 \times 1.5 = 210,000円$$

$$210,000円 - 140,000円 = 70,000円$$

以上の施策を実施した場合に新たに必要となる国庫補助所要額は、約42億円(対象率56%、3歳児の園児数現在程度、現時点価格を前提として)が見込まれる。

(参考)

1約42億円の算定基礎・平成元年度国の就園奨励費予算(129.4億円)129.4億円 × (3歳児の在園者数[S62]

$$225,836 \div 4,5 \text{歳児の在園者数} [S62] 1,313,334) = \text{約}22 \text{億円}$$

$$\text{約}22 \text{億円} \times 1.5 = \text{約}33 \text{億円} \quad \text{a...階層区分までにかかる所要額}$$

$$\text{約}22 \text{億円} \times 0.5 = \text{約}11 \text{億円} \quad \text{約}11 \text{億円} \times (44 \div 56) = \text{約}8.6 \text{億円} \quad \text{b...階層区分にかかる所要額}$$

$$\cdot a + b = \text{約}42 \text{億円}$$

11現実は、この3歳児への対象枠拡大によって3歳児の就園率の急上昇が見込まれ、完全実施後5年間に、現在の就園率16%程度が現在の保育所の入所児なみの

24%まで高まるとすれば、その時点における3歳児対象分の所要額は、同じ前提をおいても約63億円となる。

現実の国の財政事情を考慮し、3歳児への枠拡大を段階的に実現していくことにするとすれば、次のような万策も考えられる。

- ・初年度 4,5歳児並みの減免単価で通年実施（国補の所要額）約11億円
- ・2年度 4,5歳児並みの減免単価で通年実施（国補の所要額）約22億円
- ・3年度 4,5歳児の場合の5割アップの減免単価で通年実施（国補の所要額）約42億円（第 階層分を含む）
- ・4年度以降 3歳児の入園を積極的に奨励（国補の所要額）約42億円以上

(3) (1) (2) による就園奨励費の改善に要する国庫補助の新たな所要額の合計額は現在価格で、現在の就園者数を前提とした場合でも、約95億円（(1)） + 約42億円（(2)） = 約137億円（注）となる。

（注）平成元年度幼稚園就園奨励費予算額129.4億円であるから、現在単価ではほぼ同額の（就園率が3歳児を中心に高まればそれ以上の）新たな財源が必要となる。

就園奨励費の対象枠56%

（注）は当面堅持するが、国民の全体としての所得水準が順調に向上していくことを前提とした上で、かつ3歳児に対する就園奨励費補助の実現の確実な見通しが立った段階では、対象枠について次のdまたはeに示すような視点に立って改めて検討することとする。

約6%・・・a

（全園児）100% - (a) 6% = 94%...b

(b) 94% × 1/2 = 47%・・・c

(c) 47% + 6% = 53%...d

（全園児）100% × 1/2 + 50%・・・e

（注）100% × 1/2 = 50%

50% + （生活保護世帯出現率）6%
= 56%

B 教育条件の維持向上

(1) 私立幼稚園の振興上最も大事なことは、情熱のある良い先生によって常に園が躍動していることである。そのことを将来にわたって確実なものとするよう自助努力に努めるとともに、経常費助成費2.25万円の単価アップ（国補および地方交付税）を図る（注1）。

（理由）

私立幼稚園の教職員の給与水準については公立幼稚園のそれ（注2）と対比して現に著しい格差の存在することに加え、その年齢構成が20歳代に集中している現状（20歳代・私立68.3%、公立26.5%）等に鑑み、経常費助成費について、少なくとも園児1人当たり人件費における私立幼稚園と公立幼稚園との間の格差約4.5万円の2分の1の額約2.25万円（参考）の増額を行う必要がある。

（参考） 2.25万円の算定基礎

文部統計要覧（S63版）の統計数から61年度園児1人当たり教職員人件費額推計格差（公立幼稚園）約21.4万円 - （私立幼稚園）約16.9万円 = 約4.5万円
約4.5万円の2分の1の額 約2.25万円

（注1） 給与待遇面の改善のみで「良い先生」を確保できるわけではもちろんない。

私立幼稚園に優れた先生を確保するためには、例えば、私立幼稚園が多くの人々に人の生涯を託するに足るとされるほどの「あこがれの職場」と映ずるようになるということではなければならない。そして恒常的にそうなるためには、結局のところ、幼稚園の先生方自身が現に日々明るく楽しく、かつ生き甲斐と情熱をもって子どもたちに接していることの結果として、その先生方の姿や心が子どもたちや子どもたちの保護者の胸に灼きつき、年月の経過のなかで、幼稚園や幼稚園の先生方に対する社会一般の評価を次第に高めていくというよりほかにない。

もとより、教員養成制度、免許制度、教員研修制度等の如何も軽視することは

できないが、当面はそれぞれの園の建学の精神に基づき、子どもの真の幸せを願う教育理念・経営方針の確立・実践と適切な給与待遇面の改善の努力によって、「良い先生」の確保に努める以外にない。

(注2) 公立幼稚園の教職員給与についても、小・中の教職員給与との対比でそのすべてが必ずしも適正な制度・水準にあるとは言い難いと言われている。

(2) A(1) とB(1)により必要とされる経常費助成費の単価アップの合計額は21,000円 + 22,500円 = 43,500円で、この改善措置に要する国庫補助金の新たな所要額は、現在の園児数を前提とし現時点価格で、
国庫補助金 約100億円以上と、予想される(注)。

(注) 平成元年度経常費助成費国庫補助金(幼稚園分)約157億円である。

(参考) 私立幼稚園保護者の経済的負担の現状

現在、私立幼稚園に対する保護者からの納付金の総額は、昭和61年度について見た場合園児1人当たり180,213円で、公立高等学校における納付金総額166,381円よりも高く、私立高等学校の納付金総額411,360円より231,147円低い。しかし、幼稚園児の父母と高校生との間には平均的には11.5歳の年齢差があり、幼稚園児をもつ父親の平均年齢が36歳、高校生を持つ父親の平均年齢が47.5歳とした場合の一般的サラリーマンにおける両者間の年間所得差は、61年度時点においても約90万円程度と推定(注1)されることから、むしろ私立高校生よりも私立幼稚園児をもつ父母の経済的負担の方が一般的には重いと言える(注2)。

その幼稚園と高等学校の間には義務教育の小中学校(ほとんどが公立で無償であり、保護者の経済的負担をそれほど要しない)のあることと、現実に幼稚園児の77%は私立幼稚園児であり、園数でも

私立の占める割合が58%であることを考え合わせると(注3)、広く社会政策的意味合い(注4)からも、私立幼稚園児をかかえる保護者負担は公費助成によって相当思い切って改善されなければならない。

(注1) 労務賃金構造基本統計調査報告(S61年度)による全産業・全企業年齢層別平均給与調べ(所定内給与)から36歳と47.5歳の男子の年間所得格差を推定すると次のとおりとなる。

イ 35歳-39歳の月額給与平均

271,800円 36歳の月額給与平均推定
270,700円... (a)

同上年齢層のボーナス(年額)平均
1,091,500円 36歳のボーナス推定
1,030,000円... (b)

36歳の年間平均給与(a) × 12 +
(b) = 4,278,400円... (c)

ロ 45歳-49歳の月額給与平均

320,000円 47.5歳の月額給与平均推定
320,000円... (d)

同上年齢層のボーナス(年額)平均
1,370,400円 47.5歳のボーナス平均
推定1,370,400円... (e)

47.5歳の年間平均給与(d) × 12 +
(e) = 5,210,400円... (f)

ハ 36歳と47.5歳の男子の年間所得格差の推定(f) - (c) = 932,000円

(注2) 昭和63年税制改正に伴う所得税減税の中で、教育費控除として高校生以上をもつ父母が対象とされ、幼稚園児をもつ父母についてかえりみられなかったのは、その意味で不満である。

(注3) 私立高等学校の高等学校全体に占める比率は学校数で23.6%、在学者数で28.1%に過ぎない。したがって、高等学校入学を希望する者のほとんどは公立を選択することが可能である(幼稚園児の場合と異なり、高等学校の場合、通学距離による制約もほとんどない)。

(注4) 幼稚園の“地域密着性”のこともあり、私立幼稚園を選択する多くの父母の経済的負担の過重は、一人っ子家庭への傾向をさらに増幅させ、教育問題をこえた社会的・民族的問題としても軽視することのできない問題をはらんでいる。

C 基本構想の目標達成後に想定される私立幼稚園の財務状況の変化(昭和60年度価格による公立幼稚園との対比)

(1) 園児1人当たりに見る現在の幼稚園の財務状況(S60年度)

・私立幼稚園

267,561円(一般収入) 177,153円(うち納付金) 54,385円(うち補助金) 26,505円(事業収入) 43,389円(借入金等収入) 337,453円(計)

130,860円(消費的支出) 162,918円(うち人件費) 67,935円(うち教育研究経費) 35,505円(基本的支出) 43,447円(債務償還費) 309,809円(計)

・公立幼稚園

358,957円(地方債・寄付金以外の公費) 4,545円(うち国庫補助金) 2,405円(うち都道府県支出金) 352,008円[うち市町村支出金 1,303円(うち納付金) 300,705円(その他市町村支出金月) 12,717円(地方債) 3,378円(寄付金) 375,051円(計)]

(2) a 本基本構想が想定する私立幼稚園の一般収入・消費的支出並びにその内訳(園児1人当たりS60年度価格による)

・私立幼稚園

314,908円(一般収入) 140,000円(うち納付金) 97,885円(+43,500円) (うち補助金) 275,853円(消費的支出) 207,918円(+45,000円) (うち人件費) 67,935円(うち教育研究経費)

b 本基本構想が想定する公立幼稚園に対する市町村支出金の財源内訳(園児1人当たりS60年度価格による)

・公立幼稚園

352,008円(市町村支出金) 56,000円

(うち納付金) 296,008円(うちその市町村支出金)

(3) (1)(2)の数字をもとに、本基本構想の目標達成後に想定される私立幼稚園における財務状況から見る経営内容の変化(園児1人当たりの60年度価格による)(住)

イ 私立幼稚園の収入中の納付金と補助金の割合

(納付金÷補助金)(177,153円÷54,385円)=(3.26÷1) (1.43÷1)= (140,000円÷97,885円)

ロ 私立幼稚園の消費的支出に対する補助金の割合

(補助金÷消費的支出)(54,385円÷230,860円)=(1÷4.24) (1÷2.82)=(97,885円÷275,853円)

ハ 私立幼稚園に対する公費支出と公立幼稚園に対する公費支出の割合

(対私幼÷対公幼)(54,385円÷307,655円 + +)=(1÷5.66) (1÷3.10)=(97,885円÷302,958円 + +)

(注)

私立幼稚園は、私学としての自主性と公教育の担い手としての公共性をもつことを考え、経常費助成は経常費の2分の1以内にとどめるべきである。(イ、ロ、参照。ロは資料の関係上消費的支出となっているが、経常的支出と金額的に大きくは変わらないと思われる)

ハは、この基本構想による改善によっても、「幼稚園は私立幼稚園」とすることで、なお、公費の有効活用の理念も十分活かされることになることを示している

(国、地方を含め社会全体として教育費に充当すべき財源の効果的配分といった観点も重視されなければならない)。

基本構想に基づくすべての目標が達成されたとして、その公費負担は現時点価格でおおよそ2,500億円程度(現時点のそれは約1,500億円程度と推定される)となるが、国公立幼稚園に対する公費負担は同じく約2,000億円程度であるから、幼稚園に

対する公費負担の合計額は、現時点で約4,500億円程度となると推定される（高等学校に対する公費負担の合計額は、現時点で約2兆円である）。

一方、小学校に対する公費負担は公立のみでも5兆円を超える額となっている。幼・小間の就園（学）年数の違いを考慮しても、国民教育化している幼稚園教育に対する公費負担として必ずしも大き過ぎる額ではないといえる。

公立幼稚園に対する公費支出には、将来市町村支出金となる地方債は含まれていない。

2 幼稚園未設置地域の解消を図る

国民教育化した幼稚園教育の現状に鑑み、いかなる地域にも所在する義務教育としての小学校に準ずるものとし、かつ地域の実態にも即して、下記により幼稚園未設置市町村をはじめとする幼稚園未設置地域の解消を図る。

その基本構想期間中の目標を幼稚園未設置市町村（約950）の2分の1、約500市町村の解消におくこととする（注1）。

- (1) 新設幼稚園については、既設の私立幼稚園設置者・園長等、幼稚園経営の実績と経験をもち、かつ新設幼稚園経営に情熱をもつ当該市町村近在の者により、私立幼稚園として設置されるよう行政誘導することを国に要請する。
- (2) 幼稚園未設置地域解消のため必要な都道府県・市町村による助成援助方策について、財政措置を含む国の具体的方針の樹立を要請する。
- (3) 私立幼稚園の新設に際しては、公立幼稚園を新たに設置した場合、より多額の公費負担を将来にわたり継続して要することとなる等のことも勘案し、必要に応じ園地・園舎等のあっせん・提供など人づくり・まちづくりの一環として都道府県・市町村の総合行政施策の中で思いきった援助方策が講ぜられるよう要請する（注2）。
- (4) 幼稚園未設置市町村の多くは比較的人口の少ないことから、新設園は小規模となる場合が多いと思われ、またその施設については保

育所や小学校などからの転用等による場合も想定される。したがって、幼稚園設置基準の弾力的運用ないし特例措置等について、必要な事項の設定を国に要請する。

- (5) 新設園について、設立後園の責任によらない著しい園児減等のため、園としての経営が教育的視点からも、また、客観的にも成り立たなくなった場合の適当な対応措置について、必要に応じ(2)(3)の国・都道府県・市町村の方針・方策の中に含めるよう要請する。

（注1） 幼稚園未設置市町村中564市町村は、人口5,000人以上（S59.5）。

（注2） 例えば、私立幼稚園を公園、緑地、老人福祉施設、小学校、公民館、総合運動場等に隣接設置させることで、それらの施設の活用や共同利用のことなども考慮した総合的計画の樹立。

3 102条園対策を推進する

イ 幼児教育の振興をはかる視点から、都道府県における単独事業として、それぞれの地域の実情等を配慮しつつ、102条園に対する公費による助成の実施・充実が図られるよう精神的に運動を推進する。

ロ 102条園のうち、学校法人を志向しながら、なお設置基準を満たし得ない園のため、調査研究の結果に基づき、さらに設置基準の弾力的運用や必要な規定の追加改定等の措置を要請する。

（注）

ハ ロにより学校志向園の多くが学法化され、かつ、イにより大多数の都道府県がその他の102条園に対する公費助成を実施し、その充実がある程度図られてきた時点をとらえて、園に対し幼稚園教育振興の立場から102条園に対する国の適当な助成策について要請し、その実現を図る。

ニ 102条園中、特に個人立幼稚園の設置者死亡等に伴う当該園の新たな認可手続・要件のことについては、例えば当該園の過去の実績の証明と、何等かの方法による新たな設置者（申請者）の将来にわたる園経営継続の熱意の担保、さらには園の地理的環境その他から判断される園経営継続の客観的可能性と、社

会的必要性の判定等簡易な手続きによってその要件を満たすことなど何等かの方策の樹立を国に要請する。

(注) 昭和51年12月24日文部省管理局长、同初中局長通達の見直し等のことも含め。

第三章 基本構想の示す目標達成のための基本方針

私立幼稚園は、私学としての自主性と公教育の担い手としての公共性をもつが、私立幼稚園が将来に向けて大きなロマンを持ち続けるためにも、特に、私学としての独自性が強調されるべきである。したがって、すべての私立幼稚園が、「助成に依存しない経営マインドと、健全経営に向けての具体で真摯な内部努力と、そして何よりも建学の精神に基づく自信に満ちた教育実践が求められている」との自覚を持ち続けることこそが、実は幼稚園を振興し、私立幼稚園に対する社会一般の評価を高らしめ、結果としてのこの基本構想の目標を実現に導く鍵であると考えられる。そのことの確認の上に、本基本構想実現へ向けての基本万策を示せば、次のとおりである。

- 1 全日私幼連の組織をあげて本基本構想の目標達成のため中央レベル・地方レベルそれぞれの取り組みを行う中で、中央地方の有機的連関によってその成果が波状的・相乗的拡大していくことを十分に意識した運動の盛りあがりを図る(注1)。
- 2 マスコミ対策をはじめとして幼児教育と幼稚園に対する社会一般の関心と理解を高める努力を、継続的・効果的に行う(注2)。

3 文部省内における幼児教育担当部局のウエートを一段と高める方策について、その早期実現を国に要請する(注2)。

4 本基本構想による私立幼稚園振興助成策の中のいくつかは、基本構想の期間中、常に国の文教行政の中での超重点施策として位置づけられるように、国に要請する(注2)。

(注1)

3歳児対象の就園奨励費や102条園に対する助成について、すでに先駆的に実施している地方団体がある。また、経常費助成について国の単価を大きく上回る単価で実施している地方団体もある。その予算措置にあらわれた私立幼稚園に対する地方での考え方、地方の財政需要を国の施策に反映させることが有効である。

特に経常費助成について、「高等学校以下」としてのグループの中で考えられていることが、助成額拡大にあたってのひとつの障害であるとするれば、まず地方の段階でその打開策が講ぜられることも大きな前進につながると考えられる(注2)。平成元年度各都道府県(当初)に見ても、例えば経常費助成について、国の単価を上回って計上したのは、私立幼稚園に対するよりも私立高等学校に対するものが、都道府県の数においても多く、また、その上回り率においても高い。このことは、地方においても「社会一般」を「地域社会」、「文部省」を「都道府県」、「国の文教行政」を「地方の文教行政」、「国」を「地方団体」と置きかえて2, 3, 4のことが必要なことを示している。